

緊急時等の対応指針

1 災害への対応

(1) 予防段階

- ア 指定管理者は、名古屋市地域防災計画及び消防法その他関係法令に基づき、会議場における風水害等の未然防止及び災害の軽減を図るため、防災・災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施しなければならない。
- イ 指定管理者は、市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制の構築に努めなければならない。
- ウ 指定管理者は、会議場の敷地内の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行わなければならない。
- エ 指定管理者は、前記アに基づく防災訓練を毎年 2回以上実施しなければならない。

(2) 発生又は発生する恐れがある段階

- ア 指定管理者は、施設の供用時間内外に関わらず、迅速に職員体制（非常配備体制）を確立しなければならない。
- イ 指定管理者は施設利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行わなければならない。
- ウ 指定管理者は、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限に留めるよう努めなければならない。
- エ 指定管理者は、状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、愛知県警熱田警察署、熱田消防署、医療機関等の関係機関等とも協力して対応しなければならない。
- オ 指定管理者は、市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力しなければならない。

(3) 指定避難所の開設及び運営等

国際会議場は、災害対策基本法の規定に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所（津波の場合 3 階以上及び風水害による洪水・内水はん濫の場合 2 階以上）として指定されており、名古屋市地域防災計画及び「避難所運営マニュアル（平成 25 年 2 月改正）」に従い、指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告若しくは避難指示（以下『避難情報』という。）が発令された場合及び熱田区本部長（以下『区本部長』という。）から指示を受けた場合は、安全な場所において避難者を受け入れられるよう指定緊急避難場所として施設を開放すること。
- イ 避難者の受け入れを行うこと。避難情報発令前及び区本部長からの指示 以前に自主避難者が発生した場合は、安全な場所において避難者を受け入れるとともに区本部長に報告をすること。
- ウ 避難者について、災害の危険が切迫した場合においては、安全な場所への避難誘導を行うこと。

- エ 避難状況を把握し、区本部長に連絡すること。
- オ 施設の管理保全に努めること。
- カ 指定避難所管理組織の構築を支援し、避難者の保護を行うこと。
- キ 市が特に必要と認め、指示した事項を行うこと。

(4) その他

- ア 指定管理者は、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる事項が着実に実施されるよう、市が指定管理者に対して、指導・監督を行う場合、これに従わなければならない。
- イ 指定管理者は、施設利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、市が指定管理者の行う業務の全部又は一部の停止を命じた場合、これに従わなければならない。

2 事故への対応

(1) 予防段階

- ア 指定管理者は、救急法、応急措置、医療機関・家族への連絡等、対処方法を明記した事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修、自動体外式除細動器（AED）訓練等を実施しなければならない。
- イ 指定管理者は、市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制の構築に努めなければならない。
- ウ 指定管理者は、会議場の敷地内の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行わなければならない。

(2) 発生段階

- ア 指定管理者は、施設利用者の安心・安全を第一に、応急措置など迅速に対応しなければならない。
- イ 必要に応じ、関係機関に通報しなければならない。
- ウ 指定管理者は、事故が発生した場合、直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたらなければならない。

3 テロ行為等の防止

指定管理者は、テロ行為の発生を未然に防ぐため、会議場利用者及び職員等に日頃から注意を促すなど、対策に努めなければならない。また、新型インフルエンザ等にも配慮すること。なお、国民保護計画に基づく警報等の円滑な伝達に努めなければならない。